

札幌中央基署発 0422 第 6 号  
札幌東基署発 0422 第 2 号  
令和 6 年 4 月 22 日

関係団体各位

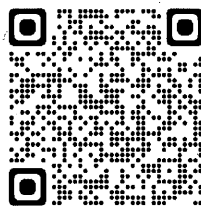
札幌中央労働基準監督署長  
(公 印 省 略)  
札幌東労働基準監督署長  
(公 印 省 略)

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に  
係るガイドラインの改正について (周知依頼)

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定したところですが (最終改正平成 30 年 1 月 18 日)、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインを別添のとおり改正したので、傘下会員に対して周知啓発を行うとともにその定着を図り、本ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策の実施にお取り組みいただきますようお願いいたします。

改正ガイドラインの電子版は  
こちらからダウンロードでき  
ます。  
(北海道労働局 HP)



改正ガイドライン本文



改正ガイドライン  
新旧対照表